

社会福祉法人こころの家族
ケアハウス故郷の家・京都
運営管理規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人こころの家族が設置運営するケアハウス故郷の家・京都（以下「本施設」という）の運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき入所者の生活の安定及び生活の充実を図ることを目的とします。

2 この規程に定めのない事項については、老人福祉法等関係法令の定めるところによります。

(運営方針)

第2条 本施設は、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日住生活を営むことについて不安があると認められるものであって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させ、食事の提供、入浴の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す。

2 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場にたった施設サービスを提供できるように努める。

3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第2章 入所者の定員

(入所者の定員)

第3条 本施設の入所者の定員は 20 名とする。

2 本施設は、入所者及び居室の定員を超えて入居させてはならない。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第3章 職員の職種、員数及び職務内容その他

(職員の職種及び員数)

第4条 本施設に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

施設長（管理者） 1名（兼務）

事務員	1名以上
生活相談員	1名以上
介護職員	1名以上

(職務内容)

第5条 施設長及び職員に職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、職員を指導監督し、施設の運営管理にあたる。
- (2) 事務員は、庶務、会計事務、施設内整備、営繕、防災に関する事務を掌握する。
- (3) 介護職員は、施設サービス計画の作成、変更を主握する。
- (4) 生活相談員は、入所者の生活相談、面接、身上調査及び家族やボランティアに関する業務に従事する。

(勤務体制の確保)

第6条 本施設は、入所者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう職員の勤務体制を定めるものとする。

- 2 本施設は、職員によって施設サービスを提供しなければならない、但し、入所者の生活に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 本施設は、職員に対し、その資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない。

(秘密保持)

第7条 本施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者及び家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 本施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又は苑家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(利益の供与及び收受の禁止)

第8条 本施設は、介護支援事業者又はその職員に対し、本施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

- 2 本施設は、介護支援事業者又はその職員から、本施設からの退居者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を收受してはならない。

(管理者による管理)

第9条 本施設の管理者は、専ら本施設の業務に従事する常勤の者でなければならない。但し、本施設の管理上支障がない場合は、同一施設内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(入居資格等の確認)

第10条 本施設の入所者は、次の各号に規程する要件を満たすものとする。

- 一 身体機能の低下等により、自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者。
- 二 六十歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族、その他特別な事情により当該者と共に入所させが必要と認められる者については、この限りでない。

(サービス内容、入居手続きの説明及び同意)

第11条 本施設は、入居に際して、あらかじめ入居申込者本人又はその家族に対し、当運営管理規程の概要、職員の勤務体制その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得なければならぬ。

(心身の状態等の把握)

第12条 本施設は、入居申込者の入居に際しては、その者的心身の状況、病歴の把握に努めなければならない。

(居宅における日常生活の可否の検討)

第13条 本施設は入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において、日常生活を営むことが可能かどうかを検討しなければならない。
2 前項の検討にあたっては、施設長、生活相談員、介護職員で協議する。

(退居時の援助)

第14条 本施設は、心身の状況、その置かれている環境などに照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対して、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれこととなる環境などを勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行わなければならない。

(居宅介護支援事業者との連携)

第15条 本施設は、入所者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第5章 入所者に対するサービスの内容

(サービス提供の方針)

第16条 本施設は、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービス提供を行なうとともに、生きがいをもって生活できる

ようにするための機会を適切に提供しなければならない。

- 2 本施設の職員は、入所者に対するサービス提供にあたっては、懇切丁寧に行なうことと旨とし、入所者又はその家族に対し、サービス提供を行なう上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行なわなければならない。
- 3 本施設は、入所者に対するサービス提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行なってはならない。
- 4 本施設は、身体的拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

（介護）

第17条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

（入浴）

第18条 入所者の入浴については、施設内に設けた入浴設備を利用することができます。

（入浴介助）

第19条 本施設は、原則として入所者個別の入浴介助は行わないものとする。但し、介助を必要とする状態となった場合は、本施設は、介護保険をはじめ各種の居宅介護サービス等による入浴介助を受けることができるよう迅速な対応に努めます。

- 2 前項の入浴介助に必要な費用は、入所者の負担とする。

（食事の提供）

第20条 食事の提供は、1日3食を提供するものとし、栄養並びに身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に食堂で行うものとする。

（レクリエーション行事）

第21条 本施設は、入所者が自らの趣味や嗜好に応じた活動により、充実した日常生活を送れるように援助するとともに、適宜レクリエーション行事をおこなうものとする。

（健康管理）

第22条 本施設は、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

- 2 本施設は、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

（衛生管理）

第23条 本施設は、入所者の使用する施設、食器その他の施設及び飲料水について、衛生的な管理に努めるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 本施設は、食中毒や感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

- 一 当該経費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を一月に一回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底をはかる。
- 二 本施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 三 本施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的に実施する。

(協力病院)

第24条 本施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力病院を定めておくものとする。

(相談援助)

第25条 本施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、入所者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

- 2 本施設は、要介護認定の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行なわなければならない。
- 3 本施設は、常に入所者の家族と連携を図るとともに、入所者とその家族との交流などの機会を確保するよう努めなければならない。

第6章 利用料その他の費用の額

(利用料等の受領)

第26条 本施設は、入所者から利用料として1ヶ月あたり、①生活費、②事務費、③管理費の合算額の支払いを受けるものとする。

- ① 生活費は、主に食事費、入浴等の施設サービスの提供による対価で、厚生労働省令「経費老人ホーム基本利用料の特甲地」に基づいた1人あたりの額。
- ② 事務費は、入所者本人の所得に応じて一部助成されるものとすること。助成額は厚生労働省令に基づく金額以下とする。
- ③ 管理費は、当施設の借入金額を借入期間で配分し、さらに入所者定員で配分した金額以下に設定するものとする。開所時は3万3千円とする。本施設は、前項により支払いを受ける他、次に掲げる利用料の支払いを受ける事ができる。
 - (1) 入所者個人が居室の使用に属する、ガス、水道、電器などの費用
 - (2) 入所者個人が趣味、娯楽などに要する費用
 - (3) その他制度上徴収が認められている経費など、入所者に負担させることが

適當と認められるもの。

第7章 施設の利用にあたっての留意事項

(日常生活)

第27条 入所者は、本施設が定めた日課に従い、起床、洗面、整頓、食事、趣味娯楽、就寝その他の日課を行うように努めなければならない。

(外出及び外泊)

第28条 入所者は外出又は外泊しようとするときは、その前日までに、その都度、外出・外泊先、用件、施設へ帰着する予定日・時間等を事前に施設長に届け出なければならない。

(面会)

第29条 入所者が、外来者と面会しようとするときは、外来者は玄関に備え付けの台帳にその氏名を記録するものとします。施設長は特に必要があるときは、面会の場所や時間を指定することができるものとする。

(火気の取り扱い)

第30条 入所者は、火気に注意し、喫煙は必ず決められた場所で行うこととする。

(施設内禁止行為)

第31条 入所者は、施設内の秩序維持のため、次の事項を守らなければならない。

- (1) けんか、口論、泥酔、騒音等他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (2) 施設、設備については、故意又は重大な過失により、滅失、破損、汚損若しくは変更したりしないこと。
- (3) 施設内での他の入所者に対する宗教活動や政治活動をしないこと。

第8章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 本施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

第9章 その他の施設運営に関する重要事項

(掲示)

第33条 本施設は、当施設の見えやすい場所に当運営管理規定の概要、職員の勤務体制、協

力体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。

(広告)

第34条 本施設は、当該施設について広告する場合は、その内容は虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情処理)

第35条 本施設は、提供した施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるけるための窓口を設置する等の必要な処置を講じるものとする。

2 本施設は、提供した施設サービスに関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第36条 本施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに入所者の家族や市町村等に連絡するとともに、必要な処置を講じるものとする。

2 本施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(地域との連携)

第37条 本施設の運営にあたっては、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力をを行う地域とも交流に努めるものとする。

(会計区分)

第38条 本施設は、施設サービスの事業の会計と、その他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第39条 本施設は、施設の運営や財産並びに入所者の処遇状況に関する諸記録を整備するものとする。

2 本施設は、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 21 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、令和 5 年 6 月 1 日より施行する。